

平成27年2月26日

平成27年第2回  
宮代町議会定例会議案書

議案番号	件名	頁
議案第 2 号	町長及び副町長の給与の特例に関する条例について	1
議案第 3 号	教育委員会教育長の給与の特例に関する条例について	3
議案第 4 号	宮代町廃棄物処理検討委員会条例について	5
議案第 5 号	宮代町子育てひろば設置及び管理に関する条例について	8
議案第 6 号	宮代町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例について	1 1
議案第 7 号	宮代町地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例について	2 5
議案第 8 号	宮代町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	2 8
議案第 9 号	宮代町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例について	4 0
議案第 1 0 号	宮代町保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例について	4 2
議案第 1 1 号	宮代町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について	4 4
議案第 1 2 号	宮代町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について	4 6
議案第 1 3 号	宮代町行政手続条例の一部を改正する条例について	4 8
議案第 1 4 号	宮代町介護保険条例の一部を改正する条例について	5 1
議案第 1 5 号	宮代町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について	5 4
議案第 1 6 号	宮代町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について	6 1
議案第 1 7 号	宮代町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて	6 5

議案番号	件名	頁
議案第18号	平成26年度宮代町一般会計補正予算（第5号）について	66
議案第19号	平成26年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について	67
議案第20号	平成26年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第4号）について	68
議案第21号	平成26年度宮代町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について	69
議案第22号	平成26年度宮代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について	70
議案第23号	平成26年度宮代町水道事業会計補正予算（第3号）について	71
議案第24号	平成27年度宮代町一般会計予算について	72
議案第25号	平成27年度宮代町国民健康保険特別会計予算について	73
議案第26号	平成27年度宮代町介護保険特別会計予算について	74
議案第27号	平成27年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算について	75
議案第28号	平成27年度宮代町公共下水道事業特別会計予算について	76
議案第29号	平成27年度宮代町農業集落排水事業特別会計予算について	77
議案第30号	平成27年度宮代町水道事業会計予算について	78

議案第2号

町長及び副町長の給与の特例に関する条例について  
町長及び副町長の給与の特例に関する条例を別紙のとおり提出する。

平成27年2月26日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

町長及び副町長の給与を減額するため町長及び副町長の給与の特例に関する条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

## 町長及び副町長の給与の特例に関する条例

### (給料の額の特例)

第1条 町長及び副町長の給料月額、町長及び副町長の給与等に関する条例（昭和44年宮代町条例第7号）第3条の規定にかかわらず、町長にあつては同条第1号に定める給料月額からその100分の20に相当する額を減じた額、副町長にあつては同条第2号に定める給料月額からその100分の10に相当する額を減じた額とする。

### (期末手当の額の算出の基礎となる給料月額)

第2条 町長及び副町長の給与等に関する条例第6条第2項に定める「町長等が受けるべき給料月額」とは、前条に定める給料の額とする。

### 附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この条例は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。

議案第3号

教育委員会教育長の給与の特例に関する条例について  
教育委員会教育長の給与の特例に関する条例を別紙のとおり提出する。

平成27年2月26日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

教育委員会教育長の給与を減額するため教育委員会教育長の給与の特例に関する条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

教育委員会教育長の給与の特例に関する条例

(給料の額の特例)

第1条 教育長の給料月額、教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和44年宮代町条例第8号）第3条の規定にかかわらず、同条に定める給料月額からその100分の10に相当する額を減じた額とする。

(期末手当の額の算出の基礎となる給料月額)

第2条 教育委員会教育長の給与等に関する条例第6条第2項に定める「教育長が受けるべき給料月額」とは、前条に定める給料の額とする。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この条例は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。

議案第4号

宮代町廃棄物処理検討委員会条例について  
宮代町廃棄物処理検討委員会条例を別紙のとおり提出する。

平成27年2月26日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

宮代町の廃棄物処理に係る諸事項について総合的に調査及び検討するため宮代町廃棄物処理検討委員会を設置したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

## 宮代町廃棄物処理検討委員会条例

### (設置)

第1条 宮代町の廃棄物処理に係る諸事項について総合的に調査及び検討するため、宮代町廃棄物処理検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について町長の諮問に応じ、調査及び検討を行い、その結果を町長に答申するものとする。

- (1) 一般廃棄物処理基本計画の策定に関すること。
- (2) 廃棄物処理の必要な事項に関すること。
- (3) その他町長が必要と認める事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 住民組織の代表者
- (2) 公募による町民
- (3) 識見を有する者
- (4) 商工業関係者
- (5) その他町長が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 委員会に会長（以下「会長」という。）及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを決定する。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員任命後の最初の委員会の会議は、町長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は関係者に必要な資料の提出を求めることができる。

### (報酬及び費用弁償)

第7条 委員の報酬及び費用弁償は、特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年宮代町条例第10号）の定めるところにより支給する。

### (秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も

同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、町民生活課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第5号

宮代町子育てひろば設置及び管理に関する条例について  
宮代町子育てひろば設置及び管理に関する条例を別紙のとおり提出する。

平成27年2月26日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

地域の子育て支援の充実を目的とする「宮代町子育てひろば」を新たに設置したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

## 宮代町子育てひろば設置及び管理に関する条例

### (設置)

第1条 幼児期における適切な教育及び保育の利用に関する支援をはじめ、子育ての総合的な支援を行うことにより、地域における子どもの健やかな育ちと子育て家庭を支え、安心とゆとり、将来への希望をもって子育てができるまちづくりに寄与することを目的として、宮代町子育てひろば(以下「子育てひろば」という。)を設置する。

### (名称及び位置)

第2条 子育てひろばの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
宮代町子育てひろば	宮代町笠原一丁目4番1号

### (事業)

第3条 子育てひろばは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号以下「法」という。)第59条第1号に規定する利用者支援事業に関すること。
- (2) 法第59条第8号に規定する要保護児童等に対する支援に資する事業に関すること。
- (3) 法第59条第9号に規定する地域子育て支援拠点事業の統括に関すること。
- (4) 子育てに関する情報の収集及び提供に関すること。
- (5) 児童の心身の健全な育成指導に関すること。
- (6) 児童と世代間、地域の交流を図る事業に関すること。
- (7) 前各号のほか、町長が必要と認めること。

### (休館日)

第4条 子育てひろばの休館日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとする。ただし、町長が必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

### (利用時間)

第5条 子育てひろばの利用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、町長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

### (利用できる者の範囲)

第6条 子育てひろばを利用できる者(以下「利用者」という。)は、児童及びその児童に同伴する保護者とする。

- 2 前項に定める者のほか、第3条各項に掲げる事業の実施にあたり町長が特に必要と認める者は、利用することができる。

### (利用の制限)

第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の制限、中止又は退去を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害する恐れがあると認められるとき。
- (2) 施設又は物品を損傷する恐れがあると認められるとき。

- (3) 管理上支障があると認められるとき。
- (4) 営利を目的とするとき。
- (5) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (6) その他町長が適当でないと認めるとき。

2 前項の規定により利用を制限、中止又は退去を命じた場合において、利用者に損害が生じても、町はその賠償の責めを負わない。

(使用料)

第8条 子育てひろばの使用料は、無料とする。

(損害賠償)

第9条 利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、子育てひろばの施設若しくは物品を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子育てひろばの管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年6月1日から施行する。

## 議案第6号

宮代町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例について

宮代町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例を別紙のとおり提出する。

平成27年2月26日提出

宮代町長 榎本和男

### 提 案 理 由

介護保険法の一部改正に伴い、宮代町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

目次

第1章 総則（第1条―第4条）

第2章 人員に関する基準（第5条・第6条）

第3章 運営に関する基準（第7条―第31条）

第4章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第32条―第34条）

第5章 基準該当介護予防支援に関する基準（第35条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第59条第1項第1号、第115条の2第2項第1号並びに第115条の24第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等について定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）指定介護予防サービス等 法第8条の2第18項に規定する指定介護予防サービス等をいう。
- （2）指定介護予防支援事業者又は指定介護予防支援 それぞれ法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者又は指定介護予防支援をいう。
- （3）介護予防サービス計画費 法第58条第1項に規定する介護予防サービス計画費をいう。
- （4）利用料 介護予防サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。

（指定介護予防支援事業者の資格）

第3条 法第115条の2第2項第1号に規定する条例で定める者は、法人である者とする。

（基本方針）

第4条 指定介護予防支援の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことのできるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定介護予防支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

- 3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者（以下「介護予防サービス事業者等」という。）に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。
- 4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、町、地域包括支援センター（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。

## 第2章 人員に関する基準

（従業者の員数）

第5条 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。

（管理者）

第6条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

- 2 前項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

## 第3章 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第7条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第20条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得なければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情

報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

4 前項各号に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

5 第3項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

6 指定介護予防支援事業者は、電磁的方法により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第3項各号に掲げる方法のうち指定介護予防支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

7 前項の規定による承諾を得た指定介護予防支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第8条 指定介護予防支援事業者は、正当な理由なく指定介護予防支援の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所の通常の事業の

実施地域（当該事業所が通常時に指定介護予防支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防支援を提供することが困難であると認める場合には、他の指定介護予防支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

（受給資格等の確認）

第10条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

（要支援認定の申請に係る援助）

第11条 指定介護予防支援事業者は、被保険者の要支援認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

（身分を証する書類の携行）

第12条 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

（利用料等の受領）

第13条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援（法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費が当該指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料と、介護予防サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第14条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援に係る利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

（指定介護予防支援の業務の委託）

第15条 指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号ロ（2）に規定する地域包括支援センター運営協議会をい

- う。)の議を経なければならないこと。
- (2) 委託に当たっては、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮すること。
  - (3) 委託する指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援の業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者でなければならないこと。
  - (4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第4条、この章及び次章の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第16条 指定介護予防支援事業者は、毎月、町(法第53条第7項において読み替えて準用する第41条第10項の規定により法第53条第6項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会)に対し、介護予防サービス計画において位置付けられている指定介護予防サービス等のうち法定代理受領サービス(法第53条第4項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者を支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。)として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、介護予防サービス計画に位置付けられている基準該当介護予防サービスに係る特例介護予防サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、町(当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会)に対して提出しなければならない。

(利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付)

第17条 指定介護予防支援事業者は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合その他利用者からの申出があつた場合には、当該利用者に対し、直近の介護予防サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(利用者に関する町への通知)

第18条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を町に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに介護給付等対象サービス(法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスをいう。)の利用に関する指示に従わないこと等により、要支援状態の程度を増進させたとき又は要介護状態になったとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとした

とき。

(管理者の責務)

第19条 指定介護予防支援事業所の管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者の管理、指定介護予防支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定介護予防支援事業所の管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者にこの章及び次章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第20条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の実業の実施地域
- (6) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保)

第21条 指定介護予防支援事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防支援を提供できるよう、指定介護予防支援事業所ごとに担当職員その他の従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、当該指定介護予防支援事業所の担当職員によって指定介護予防支援の業務を提供しなければならない。ただし、担当職員の補助の業務についてはこの限りでない。

3 指定介護予防支援事業者は、担当職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(設備及び備品等)

第22条 指定介護予防支援事業所は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定介護予防支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(従業者の健康管理)

第23条 指定介護予防支援事業者は、担当職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(掲示)

第24条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第25条 指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護予防支援事業者は、担当職員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、サービス担当者会議（第33条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。）等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。

（広告）

第26条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものでないようにならなければならない。

（介護予防サービス事業者等からの利益收受の禁止等）

第27条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援事業所の管理者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定介護予防支援事業所の担当職員に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

2 指定介護予防支援事業所の担当職員は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

3 指定介護予防支援事業者及びその従業者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該介護予防サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

（苦情処理）

第28条 指定介護予防支援事業者は、自ら提供した指定介護予防支援又は自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等（第6項において「指定介護予防支援等」という。）に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、自ら提供した指定介護予防支援に関し、法第23条の規定により町が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は町の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して町が行う調査に協力するとともに、町から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定介護予防支援事業者は、町からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を町に報告しなければならない。

5 指定介護予防支援事業者は、自らが介護予防サービス計画に位置付けた法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス又は法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。

6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定介護予防支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

7 指定介護予防支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第29条 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに町、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第30条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第31条 指定介護予防支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第33条第14号に規定する指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳

ア 介護予防サービス計画

イ 第33条第7号に規定するアセスメントの結果の記録

ウ 第33条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録

エ 第33条第15号に規定する評価の結果の記録

オ 第33条第16号に規定するモニタリングの結果の記録

(3) 第18条に規定する町への通知に係る記録

(4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第29条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

#### 第4章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防支援の基本取扱方針)

第32条 指定介護予防支援は、利用者の介護予防（法第8条の2第2項に規定する介護予防をいう。以下同じ。）に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行わなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の介護予防サービス計画を策定しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、自らその提供する指定介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第33条 指定介護予防支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定介護予防支援事業所の管理者は、担当職員に介護予防サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

(2) 指定介護予防支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(3) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定介護予防サービス等の利用が行われるようにしなければならない。

(4) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、予防給付（法第18条第2号に規定する予防給付をいう。以下同じ。）の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて介護予防サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。

(5) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービス及び住民による自発的な活動によるサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。

(6) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有している生活機能や健康状態、その置かれている環境等を把握した上で、次に掲げる領域ごとに利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及び家族の意欲及び意向を踏まえて、生活機能の低下の原因を含む利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的

な課題を把握しなければならない。

ア 運動及び移動

イ 家庭生活を含む日常生活

ウ 社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション

エ 健康管理

- (7) 担当職員は、前号の規定による支援すべき総合的な課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、担当職員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- (8) 担当職員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果、利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、利用者及びその家族の意向、それらを踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、本人、指定介護予防サービス事業者、自発的な活動によるサービスを提供する者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防サービス計画の原案を作成しなければならない。
- (9) 担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- (10) 担当職員は、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該介護予防サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- (11) 担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。
- (12) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防訪問看護計画書（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第76条第2号に規定する介護予防訪問看護計画書をいう。次号において同じ。）等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。
- (13) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、介護予防訪問看護計画書等指定介護予防サービス等基準におい

て位置付けられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取しなければならない。

(14) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成後、介護予防サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて介護予防サービス計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

(15) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた期間が終了するときは、当該計画の目標の達成状況について評価しなければならない。

(16) 担当職員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者とは面接すること。

イ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者とは面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあつては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

ウ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。

(17) 担当職員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、介護予防サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

ア 要支援認定を受けている利用者が法第33条第2項に規定する要支援更新認定を受けた場合

イ 要支援認定を受けている利用者が法第33条の2第1項に規定する要支援状態区分の変更の認定を受けた場合

(18) 第3号から第13号までの規定は、第14号に規定する介護予防サービス計画の変更について準用する。

(19) 担当職員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

(20) 担当職員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要支援者から依頼があつた場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ

- め、介護予防サービス計画の作成等の援助を行うものとする。
- (2 1) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めなければならない。
- (2 2) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあつては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定介護予防サービス等を位置付ける場合にあつては、当該指定介護予防サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意事項を尊重してこれを行うものとする。
- (2 3) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を位置付ける場合にあつては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護を利用する日数が要支援認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。
- (2 4) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に介護予防福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時、サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証をした上で、継続が必要な場合にはその理由を介護予防サービス計画に記載しなければならない。
- (2 5) 担当職員は、介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。
- (2 6) 担当職員は、利用者が提示する被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にもその趣旨（同項の規定による指定に係る介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿った介護予防サービス計画を作成しなければならない。
- (2 7) 担当職員は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合には、指定居宅介護支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。
- (2 8) 指定介護予防支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあつた場合には、これに協力するよう努めなければならない。

(介護予防支援の提供に当たっての留意点)

第34条 介護予防支援の実施に当たっては、介護予防の効果を最大限に発揮できるように次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 単に運動機能や栄養状態、口腔機能といった特定の機能の改善だけを目指すものではなく、これらの機能の改善や環境の調整などを通じて、利用者の日常生活の自立のための取組を総合的に支援することによって生活の質の向上を目指すこと。
- (2) 利用者による主体的な取組を支援し、常に利用者の生活機能の向上に対する意欲を高めるよう支援すること。
- (3) 具体的な日常生活における行為について、利用者の状態の特性を踏まえた目標を、期間を定めて設定し、利用者、サービス提供者等とともに目標を共有すること。
- (4) 利用者の自立を最大限に引き出す支援を行うことを基本とし、利用者のできる行為は可能な限り本人が行うよう配慮すること。
- (5) サービス担当者会議等を通じて、多くの種類の専門職の連携により、地域における様々な予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス及び福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて、介護予防に資する取組を積極的に活用すること。
- (6) 地域支援事業（法第115条の45に規定する地域支援事業をいう。）及び介護給付（法第18条第1号に規定する介護給付をいう。）と連続性及び一貫性を持った支援を行うよう配慮すること。
- (7) 介護予防サービス計画の策定に当たっては、利用者の個別性を重視した効果的なものとする。
- (8) 機能の改善の後についてもその状態の維持への支援に努めること。

#### 第5章 基準該当介護予防支援に関する基準

(準用)

第35条 第4条から前章（第28条第6項及び第7項を除く。）までの規定は、基準該当介護予防支援（法第59条第1項第1号に規定する基準該当介護予防支援をいう。）の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第20条」とあるのは「第35条において準用する第20条」と、第13条中「指定介護予防支援（法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費が当該指定介護予防支援事業者を支払われる場合に係るものを除く。）」とあるのは「基準該当介護予防支援」と、「介護予防サービス計画費の額」とあるのは「法第59条第3項に規定する特例介護予防サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第7号

宮代町地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例について  
宮代町地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例を別紙のとおり提出する。

平成27年2月26日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

介護保険法の一部改正に伴い、宮代町地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

## 宮代町地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)

第115条の46第4項の規定に基づき、地域包括支援センターの設置者が包括的支援事業を適切かつ円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

### (基本方針)

第2条 地域包括支援センターは、次条に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。

### (職員に係る基準及び当該職員の員数)

第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。

- (1) 保健師その他これに準ずる者 1人
- (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人
- (3) 主任介護支援専門員(介護保険法施行規則第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。)その他これに準ずる者 1人  
(当該職員の員数の例外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる場合は、地域包括支援センターの職員の員数は、別表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

- (1) 第1号被保険者の数がおおむね3,000人未満の場合
- (2) 地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると宮代町介護保険事業運営協議会(以下「協議会」という。)において認められた場合  
(運営に関する基準)

第5条 地域包括支援センターは、協議会の意見を踏まえて、適切、公平かつ中立な運営を確保するものとする。

### (委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね1,000人未満	第3条第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上 2,000人未満	第3条第1項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上 3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の第3条第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の第3条第1項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

議案第8号

宮代町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について  
宮代町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成27年2月26日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

平成27年度における組織改編に伴い、宮代町職員の給与に関する条例等の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例  
 (宮代町職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 宮代町職員の給与に関する条例(昭和30年宮代町条例第6号)の一部を次のように改める。

第3条第1項中「5級」を「6級」に改める。

附則第3項中「5級」を「6級」に改める。

(宮代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 宮代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成26年宮代町条例第16号)の一部を次のように改める。

第2条のうち、別表の改正規定を次のように改める。

別表を次のように改める。

別表(第3条関係)

行政職給料表

職員の区分	号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
再任用以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	140,000	187,700	215,600	249,200	282,800	317,100
	2	141,600	189,500	217,700	251,300	285,300	319,800
	3	143,200	191,300	219,800	253,400	287,800	322,400
	4	144,800	193,100	221,900	255,500	290,300	325,100
	5	146,500	194,700	223,900	257,400	292,800	327,800
	6	148,200	196,500	225,700	259,600	295,400	330,500
	7	149,900	198,300	227,500	261,800	298,000	333,300
	8	151,600	200,100	229,300	264,100	300,600	336,000
	9	153,200	201,800	231,200	266,300	303,200	338,600
	10	154,900	203,600	233,100	268,600	305,900	341,300
	11	156,600	205,400	235,000	271,000	308,600	344,000
	12	158,300	207,200	236,900	273,300	311,200	346,800
	13	160,000	208,900	238,700	275,600	313,800	349,400
	14	161,700	210,600	240,600	278,000	316,400	352,100
	15	163,400	212,300	242,500	280,400	319,000	354,800
	16	165,100	214,000	244,400	282,800	321,500	357,500
17	166,900	215,600	246,100	285,000	324,000	360,100	

18	168,600	217,200	248,000	287,300	326,500	362,700
19	170,300	218,800	249,900	289,600	328,900	365,300
20	172,000	220,400	251,800	291,900	331,300	368,000
21	173,800	222,100	253,800	294,100	333,700	370,600
22	175,600	223,700	255,800	296,500	336,000	373,100
23	177,400	225,300	257,800	298,900	338,300	375,600
24	179,200	226,900	260,000	301,300	340,600	378,200
25	180,800	228,500	261,900	303,500	342,800	380,700
26	182,500	230,100	264,000	305,800	345,000	383,000
27	184,300	231,700	266,200	308,100	347,200	385,300
28	186,100	233,300	268,400	310,500	349,300	387,700
29	187,700	234,800	270,400	312,800	351,400	389,900
30	189,500	236,300	272,500	315,100	353,500	392,100
31	191,300	237,800	274,600	317,400	355,500	394,200
32	193,100	239,300	276,700	319,700	357,500	396,400
33	194,700	240,800	278,700	321,900	359,500	398,000
34	196,400	242,400	280,800	324,200	361,400	399,900
35	198,200	244,000	282,900	326,600	363,300	401,800
36	200,000	245,600	285,100	329,000	365,200	403,700
37	201,600	247,000	287,100	331,200	367,000	405,400
38	203,300	248,800	289,100	333,400	368,800	407,100
39	205,100	250,600	291,200	335,600	370,500	408,800
40	206,800	252,400	293,300	337,900	372,200	410,600
41	208,400	254,000	295,200	340,000	373,900	412,200
42	210,100	255,800	297,200	342,000	375,600	413,700
43	211,800	257,600	299,200	344,000	377,200	415,400
44	213,500	259,300	301,300	346,100	378,800	417,100
45	215,100	260,900	303,200	348,100	380,400	418,800

46	216,600	262,600	305,200	350,100	382,000	420,200
47	218,100	264,400	307,200	352,100	383,500	421,500
48	219,600	266,100	309,200	354,100	385,000	422,900
49	221,200	267,700	311,000	355,900	386,500	424,500
50	222,800	269,400	312,900	357,400	387,900	425,800
51	224,400	271,100	314,800	359,000	389,300	427,100
52	226,000	272,900	316,800	360,700	390,600	428,400
53	227,500	274,500	318,600	362,500	391,600	429,500
54	228,900	276,200	320,500	364,200	392,800	430,500
55	230,300	277,900	322,300	365,900	394,000	431,600
56	231,700	279,600	323,800	367,600	395,200	432,500
57	233,100	281,100	325,400	369,200	396,400	433,500
58	234,600	282,700	327,100	370,800	397,600	434,400
59	236,100	284,300	328,800	372,400	398,700	435,300
60	237,600	285,900	330,500	374,100	399,700	436,200
61	238,900	287,400	332,100	375,600	400,700	437,000
62	240,300	288,700	333,700	377,100	401,700	437,800
63	241,700	290,000	335,400	378,600	402,600	438,600
64	243,100	291,400	337,100	380,100	403,500	439,400
65	244,400	292,600	338,600	381,400	404,400	440,000
66	245,900	294,000	340,100	382,700	405,200	440,600
67	247,500	295,400	341,600	384,000	406,000	441,200
68	249,100	296,800	343,200	385,400	406,700	441,800
69	250,500	298,000	344,600	386,600	407,400	442,500
70	252,100	299,400	346,100	387,800	408,100	443,000
71	253,600	300,800	347,600	389,000	408,800	443,500
72	255,100	302,200	349,100	390,200	409,400	444,000
73	256,600	303,400	350,400	391,300	410,000	444,400

74	258,100	304,700	351,500	392,100	410,600	444,800
75	259,600	306,000	352,600	393,100	411,200	445,200
76	261,100	307,300	353,800	394,200	411,800	445,600
77	262,400	308,500	354,800	395,300	412,300	446,100
78	263,900	309,700	355,900	396,100	412,800	446,400
79	265,400	310,900	357,000	396,900	413,300	446,700
80	266,800	312,100	358,200	397,900	413,800	447,000
81	268,100	313,200	359,300	398,600	414,300	447,400
82	269,400	314,300	360,300	399,400	414,800	447,700
83	270,700	315,400	361,300	400,200	415,300	448,000
84	272,100	316,400	362,300	401,000	415,800	448,300
85	273,300	317,400	363,100	401,600	416,300	448,400
86	274,500	318,400	363,900	402,100	416,800	448,600
87	275,700	319,400	364,700	402,600	417,300	448,800
88	276,900	320,400	365,500	403,200	417,800	449,000
89	278,000	321,200	366,400	403,700	418,300	449,200
90	279,000	322,100	367,100	404,100	418,800	449,300
91	280,000	322,900	367,800	404,500	419,300	449,400
92	281,000	323,800	368,500	405,100	419,800	449,500
93	281,800	324,600	369,100	405,300	420,300	449,700
94	282,500	325,300	369,700	405,700	420,700	449,800
95	283,300	326,000	370,300	406,100	421,100	449,900
96	284,200	326,800	370,900	406,500	421,500	450,000
97	284,900	327,300	371,400	406,800	421,900	450,100
98	285,500	328,000	371,900	407,200	422,300	450,200
99	286,100	328,700	372,500	407,600	422,700	450,300
100	286,700	329,400	373,000	408,000	423,100	450,400
101	287,300	329,900	373,300	408,200	423,500	450,500

102	287,800	330,400	373,700	408,600	423,900	450,600
103	288,300	331,000	374,100	409,000	424,300	450,700
104	288,800	331,500	374,600	409,400	424,700	450,800
105	289,300	331,900	375,000	409,700	425,100	450,900
106	289,600	332,300	375,400	410,100	425,500	451,000
107	289,800	332,700	375,800	410,500	425,900	451,100
108	290,200	333,100	376,200	410,900	426,300	451,200
109	290,700	333,500	376,400	411,100	426,700	451,300
110	291,000	333,900	376,700	411,400	427,100	451,400
111	291,300	334,200	377,000	411,700	427,500	451,500
112	291,600	334,600	377,300	412,100	427,900	451,600
113	291,800	335,000	377,600	412,400	428,300	451,700
114	292,000	335,400	377,900	412,700	428,700	
115	292,200	335,800	378,200	413,000	429,000	
116	292,400	336,200	378,500	413,300	429,300	
117	292,600	336,400	378,600	413,600	429,600	
118	292,900	336,800	378,900	413,900	429,900	
119	293,200	337,200	379,200	414,200	430,200	
120	293,500	337,600	379,500	414,400	430,500	
121	293,700	337,800	379,700	414,600	430,800	
122	294,000	338,100	380,000	414,800		
123	294,300	338,400	380,300	415,000		
124	294,600	338,700	380,600	415,200		
125	294,700	339,000	380,700	415,300		
126	294,900	339,300	380,900	415,400		
127	295,100	339,500	381,100	415,500		
128	295,300	339,800	381,300	415,600		
129	295,500	340,200	381,400	415,700		

	130		340,500	381,600			
	131		340,800	381,800			
	132		341,000	382,000			
	133		341,200	382,100			
	134		341,500	382,200			
	135		341,800	382,300			
	136		342,100	382,400			
	137		342,200	382,500			
	138		342,500				
	139		342,800				
	140		343,100				
	141		343,200				
	142		343,500				
	143		343,800				
	144		344,100				
	145		344,200				
再任用職員		212,900	252,900	272,300	287,400	312,800	354,500

附則第6項中「5級」を「6級」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

第2条 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級及び職名(以下「旧級及び職名」という。)が附則別表第1に掲げられている職務の級及び職名であった職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級及び職名に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

(号給の切替)

第3条 切替日の前日において宮代町職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)別表の給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給(以下「新号給」という。)は次条に規定する職員を除き、切替日の前日においてその

者が受けていた旧級及び職名における号給（以下「旧号給」という。）に応じて附則別表第2に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

第4条 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び町長の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

第5条 附則第2条から前条までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額、この条例による改正前の給与条例及びこれらに基づく町規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（町規則への委任）

第6条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町規則で定める。

（宮代町職員等の旅費に関する条例の一部改正）

第7条 宮代町職員等の旅費に関する条例（昭和44年宮代町条例第10号）の一部を次のように改める。

第13条第1項第1号イ中「5級以上」を「6級」に改め、同号ウ中「4級以下」を「5級以下」に改める。

第24条第1号イ、第25条第1号ア及び第26条第1項第1号イ中「5級以下」を「6級以下」に改める。

別表第2中「5級」を「6級」に、「4級以下」を「5級以下」に改める。

（特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第8条 特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年宮代町条例第10号）の一部を次のように改める。

第5条第2項中「5級」を「6級」に改める。

附則別表第1（附則第2条関係）

職務の級の切替表

旧級	職名	新級
1級	主事・技師・保健師・看護師・保育士・社会福祉士・管理栄養士	1級
2級	主任・主任保健師・主任保育士・主任社会福祉士・主任管理栄養士	2級
3級	主査・所長	3級
4級	主幹	4級
	室長・所長	
5級	主席室長	5級
	課長	

附則別表第2（附則第3条関係）  
号給の切替表

旧号給	旧級及び職名						
	1級	2級	3級	4級		5級	
	主事・技師・保健師・看護師・保育士・社会福祉士・管理栄養士	主任・主任保健師・主任保育士・社会福祉士・主任管理栄養士	主査・所長	主幹	室長・所長	主席室長	課長
1	1	1	1	1	1	3	1
2	2	2	2	2	1	4	1
3	3	3	3	3	1	5	1
4	4	4	4	4	1	6	1
5	5	5	5	5	1	7	1
6	6	6	6	6	1	8	1
7	7	7	7	7	1	9	1
8	8	8	8	8	1	10	1
9	9	9	9	9	1	11	1
10	10	10	10	10	1	12	1
11	11	11	11	11	1	13	1
12	12	12	12	12	1	14	1
13	13	13	13	13	1	15	1
14	14	14	14	14	1	16	2
15	15	15	15	15	1	17	3
16	16	16	16	16	1	18	4
17	17	17	17	17	2	19	5
18	18	18	18	18	3	20	6
19	19	19	19	19	4	21	7
20	20	20	20	20	5	22	8
21	21	21	21	21	6	24	9
22	22	22	22	22	7	25	10
23	23	23	23	23	8	26	11
24	24	24	24	24	9	27	12
25	25	25	25	25	10	29	13
26	26	26	26	26	10	30	14
27	27	27	27	27	11	31	15
28	28	28	28	28	12	32	16

29	29	29	29	29	13	34	17
30	30	30	30	30	14	35	18
31	31	31	31	31	15	37	19
32	32	32	32	32	16	38	20
33	33	33	33	33	17	40	21
34	34	34	34	34	18	41	22
35	35	35	35	35	19	42	23
36	36	36	36	36	20	44	24
37	37	37	37	37	20	46	25
38	38	38	38	38	21	47	26
39	39	39	39	39	22	49	27
40	40	40	40	40	23	50	28
41	41	41	41	41	24	52	29
42	42	42	42	42	25	54	30
43	43	43	43	43	26	56	31
44	44	44	44	44	27	57	32
45	45	45	45	45	28	59	33
46	46	46	46	46	29	61	34
47	47	47	47	47	30	62	35
48	48	48	48	48	31	65	36
49	49	49	49	49	32	67	37
50	50	50	50	50	32	69	38
51	51	51	51	51	33	71	39
52	52	52	52	52	34	74	40
53	53	53	53	53	35	77	41
54	54	54	54	54	36	80	42
55	55	55	55	55	37	84	43
56	56	56	56	56	38	87	44
57	57	57	57	57	39	90	45
58	58	58	58	58	40	93	46
59	59	59	59	59	41	96	47
60	60	60	60	60	42	100	48
61	61	61	61	61	42	104	49
62	62	62	62	62	43	107	50
63	63	63	63	63	44	110	51
64	64	64	64	64	45	114	52
65	65	65	65	65	46	117	53
66	66	66	66	66	47	121	54
67	67	67	67	67	48	121	55

6 8	6 8	6 8	6 8	6 8	4 9	1 2 1	5 6
6 9	6 9	6 9	6 9	6 9	5 0	1 2 1	5 7
7 0	7 0	7 0	7 0	7 0	5 0	1 2 1	5 8
7 1	7 1	7 1	7 1	7 1	5 1	1 2 1	5 9
7 2	7 2	7 2	7 2	7 2	5 2	1 2 1	6 0
7 3	7 3	7 3	7 3	7 3	5 3	1 2 1	6 1
7 4	7 4	7 4	7 4	7 4	5 4	1 2 1	6 2
7 5	7 5	7 5	7 5	7 5	5 5	1 2 1	6 3
7 6	7 6	7 6	7 6	7 6	5 6	1 2 1	6 4
7 7	7 7	7 7	7 7	7 7	5 7	1 2 1	6 5
7 8	7 8	7 8	7 8	7 8	5 7	1 2 1	6 6
7 9	7 9	7 9	7 9	7 9	5 8	1 2 1	6 7
8 0	8 0	8 0	8 0	8 0	5 9	1 2 1	6 8
8 1	8 1	8 1	8 1	8 1	5 9	1 2 1	6 9
8 2	8 2	8 2	8 2	8 2	6 0	1 2 1	7 0
8 3	8 3	8 3	8 3	8 3	6 1	1 2 1	7 1
8 4	8 4	8 4	8 4	8 4	6 2	1 2 1	7 2
8 5	8 5	8 5	8 5	8 5	6 2	1 2 1	7 3
8 6	8 6	8 6	8 6	8 6	6 3	1 2 1	7 4
8 7	8 7	8 7	8 7	8 7	6 3	1 2 1	7 5
8 8	8 8	8 8	8 8	8 8	6 4	1 2 1	7 6
8 9	8 9	8 9	8 9	8 9	6 5	1 2 1	7 7
9 0	9 0	9 0	9 0	9 0	6 5	1 2 1	7 8
9 1	9 1	9 1	9 1	9 1	6 6	1 2 1	7 9
9 2	9 2	9 2	9 2	9 2	6 6	1 2 1	8 0
9 3	9 3	9 3	9 3	9 3	6 7	1 2 1	8 1
9 4	9 4	9 4	9 4	9 4	6 7	1 2 1	8 2
9 5	9 5	9 5	9 5	9 5	6 8	1 2 1	8 3
9 6	9 6	9 6	9 6	9 6	6 8	1 2 1	8 4
9 7	9 7	9 7	9 7	9 7	6 9	1 2 1	8 5
9 8	9 8	9 8	9 8	9 8	6 9	1 2 1	8 6
9 9	9 9	9 9	9 9	9 9	7 0	1 2 1	8 7
1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 0 0	7 0	1 2 1	8 8
1 0 1	1 0 1	1 0 1	1 0 1	1 0 1	7 1	1 2 1	8 9
1 0 2	1 0 2	1 0 2	1 0 2	1 0 2	7 1	1 2 1	9 0
1 0 3	1 0 3	1 0 3	1 0 3	1 0 3	7 2	1 2 1	9 1
1 0 4	1 0 4	1 0 4	1 0 4	1 0 4	7 2	1 2 1	9 2
1 0 5	1 0 5	1 0 5	1 0 5	1 0 5	7 3	1 2 1	9 3
1 0 6	1 0 6	1 0 6	1 0 6	1 0 6	7 4	1 2 1	9 4

1 0 7	1 0 7	1 0 7	1 0 7	1 0 7	7 4	1 2 1	9 5
1 0 8	1 0 8	1 0 8	1 0 8	1 0 8	7 5	1 2 1	9 6
1 0 9	1 0 9	1 0 9	1 0 9	1 0 9	7 5	1 2 1	9 7
1 1 0	1 1 0	1 1 0	1 1 0	1 1 0	7 6	1 2 1	9 8
1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1	7 6	1 2 1	9 9
1 1 2	1 1 2	1 1 2	1 1 2	1 1 2	7 7	1 2 1	1 0 0
1 1 3	1 1 3	1 1 3	1 1 3	1 1 2	7 7	1 2 1	1 0 1
1 1 4	1 1 4	1 1 4	1 1 4	1 1 3	7 8		
1 1 5	1 1 5	1 1 5	1 1 5	1 1 4	7 8		
1 1 6	1 1 6	1 1 6	1 1 6	1 1 5	7 9		
1 1 7	1 1 7	1 1 7	1 1 7	1 1 6	7 9		
1 1 8	1 1 8	1 1 8	1 1 8	1 1 6	7 9		
1 1 9	1 1 9	1 1 9	1 1 9	1 1 7	8 0		
1 2 0	1 2 0	1 2 0	1 2 0	1 1 8	8 0		
1 2 1	1 2 1	1 2 1	1 2 1	1 1 8	8 1		
1 2 2	1 2 2	1 2 2	1 2 2	1 1 9	8 1		
1 2 3	1 2 3	1 2 3	1 2 3	1 2 0	8 1		
1 2 4	1 2 4	1 2 4	1 2 4	1 2 1	8 2		
1 2 5	1 2 5	1 2 5	1 2 5	1 2 1	8 2		
1 2 6	1 2 6	1 2 6	1 2 6	1 2 2	8 2		
1 2 7	1 2 7	1 2 7	1 2 7	1 2 3	8 3		
1 2 8	1 2 8	1 2 8	1 2 8	1 2 4	8 3		
1 2 9	1 2 9	1 2 9	1 2 9	1 2 5	8 3		
1 3 0		1 3 0	1 3 0				
1 3 1		1 3 1	1 3 1				
1 3 2		1 3 2	1 3 2				
1 3 3		1 3 3	1 3 3				
1 3 4		1 3 4	1 3 4				
1 3 5		1 3 5	1 3 5				
1 3 6		1 3 6	1 3 6				
1 3 7		1 3 7	1 3 7				
1 3 8		1 3 8					
1 3 9		1 3 9					
1 4 0		1 4 0					
1 4 1		1 4 1					
1 4 2		1 4 2					
1 4 3		1 4 3					
1 4 4		1 4 4					
1 4 5		1 4 5					

議案第9号

宮代町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例について  
宮代町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成27年2月26日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

地方税法施行令の一部改正等に伴い、宮代町国民健康保険税条例等の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

(宮代町国民健康保険税条例の一部改正)

第1条 宮代町国民健康保険税条例（昭和30年宮代町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「14万円」を「16万円」に改め、同条第4項中「12万円」を「14万円」に改める。

第23条第1項中「14万円」を「16万円」に、「12万円」を「14万円」に改める。

(宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成25年宮代町条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則第1項ただし書を次のように改める。

ただし、第2条の規定は、平成29年1月1日（附則第14項の改正規定（「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分に限る。）は、平成28年1月1日）から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の宮代町国民健康保険税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第10号

宮代町保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例について  
宮代町保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成27年2月26日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

児童福祉法の一部改正に伴い、宮代町保育所設置及び管理条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例

宮代町保育所設置及び管理条例（昭和50年宮代町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第3条中「保育に欠ける」を「保育を必要とする」に改める。

第7条を第9条とし、第6条の次に次の2条を加える。

（利用者負担額）

第7条 支給認定保護者（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第20条第4項に規定する支給認定保護者をいう。以下同じ。）は、法第27条第3項第2号又は第28条第2項第1号若しくは第2号に規定する当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額（以下「利用者負担額」という。）を納付しなければならない。

2 利用者負担額は、法第27条第3項第2号又は第28条第2項第1号若しくは第2号の政令で定める額を限度として、規則で定める額とする。

（利用者負担額の減免）

第8条 町長は、必要があると認めるときは、利用者負担額を減額し、又は免除することができる。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第11号

宮代町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について  
宮代町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成27年2月26日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、教育長が特別職の地方公務員として位置づけられたことから、宮代町特別職報酬等審議会条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

宮代町特別職報酬等審議会条例（昭和57年宮代町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「町長及び副町長の給料の額」を「町長、副町長及び教育委員会教育長の給料の額」に改める。

第6条中「総務政策課」を「総務課」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第12号

宮代町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について  
宮代町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。  
平成27年2月26日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

東武動物公園駅西口地区における電線共同溝事業の実施に伴い、宮代町道路占用料徴収条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

## 宮代町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

宮代町道路占用料徴収条例（昭和61年宮代町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条中「法第32条」の次に「又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号。以下「電線共同溝整備法」という。）第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項」を、「法第35条」の次に「又は電線共同溝整備法第21条」を加える。

第4条第1項第1号中「法第35条」の次に「又は電線共同溝整備法第21条」を加える。

第5条中「占用期間」の次に「（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝整備法第10条、第11条第1項又は第12条第1項の規定により許可をした占用することができる期間（当該許可に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占用をすることができる期間の末日までの期間））」を加える。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第13号

宮代町行政手続条例の一部を改正する条例について  
宮代町行政手続条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成27年2月26日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

行政手続法の一部が改正されたことに基づき宮代町行政手続条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

## 宮代町行政手続条例の一部改正

宮代町行政手続条例（平成9年宮代町条例第13号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 行政指導（第30条―第35条）」を「第4章 行政指導（第30条―第35条の2）」に改める。  
第4章の2 処分等の求め（第35条の3）」

第1条中「第38条」を「第46条」に改める。

第2条第5号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第3条中「第4章」を「第4章の2」に改める。

第4条、第13条第1項及び第2項第5号、第14条第1項及び第2項、第15条第1項及び第3項、第22条第3項並びに第28条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第34条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、町の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令又は条例等の条項
- (2) 前号の条項に規定する要件
- (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第4章中第35条の次に次の1条を加える。

（行政指導の中止等の求め）

第35条の2 法令又は条例等に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした町の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該町の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、

当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第4章の次に次の1章を加える。

#### 第4章の2 処分等の求め

第35条の3 何人も、法令又は条例等に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する町の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 法令又は条例等に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容
- (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令又は条例等の条項
- (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該行政庁又は町の機関は、第1項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(宮代町国民健康保険税条例の一部改正)

2 宮代町国民健康保険税条例（昭和30年宮代町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「第34条第3項」を「第34条第4項」に、「第34条第2項」を「第34条第3項」に改める。

(宮代町税条例の一部改正)

3 宮代町税条例（昭和31年宮代町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第2項中「第34条第3項」を「第34条第4項」に、「第34条第2項」を「第34条第3項」に改める。

(宮代町都市計画税条例の一部改正)

4 宮代町都市計画税条例（平成22年宮代町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「第34条第3項」を「第34条第4項」に、「第34条第2項」を「第34条第3項」に改める。

議案第14号

宮代町介護保険条例の一部を改正する条例について  
宮代町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成27年2月26日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

介護保険料の改定等を行うため、宮代町介護保険条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町介護保険条例の一部を改正する条例

宮代町介護保険条例（平成12年宮代町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（保険料率）

第4条 保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

（1）介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 29, 200円

（2）令第39条第1項第2号に掲げる者 43, 900円

（3）令第39条第1項第3号に掲げる者 43, 900円

（4）令第39条第1項第4号に掲げる者 49, 700円

（5）令第39条第1項第5号に掲げる者 58, 500円

（6）次のいずれかに該当する者 67, 300円

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。）

（7）次のいずれかに該当する者 76, 100円

ア 合計所得金額が190万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。）

（8）次のいずれかに該当する者 87, 800円

ア 合計所得金額が290万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第10号イに該当する者を除く。）

（9）次のいずれかに該当する者 99, 500円

ア 合計所得金額が400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分によ

る額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

（10）次のいずれかに該当する者 105,400円

ア 合計所得金額が600万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

（11）前各号のいずれにも該当しない者 111,200円

第6条第3項中「及びハ」を「若しくはニ」に、「並びに第6号ロ」を「第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロ」に、「第6号まで」を「第9号まで」に改める。

附則に次の1条を加える。

（改正法附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置）

第9条 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間を行わず、平成29年4月1日から行うものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の宮代町介護保険条例第4条の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第15号

宮代町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

宮代町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成27年2月26日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

厚生労働省令の一部改正に伴い、宮代町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

宮代町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年宮代町条例第3号）の一部を次のように改正する。

目次中「第9章 複合型サービス」を「第9章 看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第6条第2項中「又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第5条第2項のサービス提供責任者」を削り、同条第5項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「の同一敷地内」を加え、「併設されている」を「ある」に改め、同項第5号中「、第82条第6項第1号」を「、第82条第6項」に改め、同項第6号中「第82条第6項第2号」を「第82条第6項」に改め、同項第7号中「第82条第6項第3号」を「第82条第6項」に改め、同項第8号中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第12項中「同条第1項第1号イ」を「同条第4項」に改める。

第23条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第32条第2項中「又は指定夜間対応型訪問介護事業所」を「、指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所」に、「、定期巡回サービス、随時対応サービス又は随時訪問サービス」を「、定期巡回・随時対応型訪問介護看護」に改める。

第60条中「日常生活を営むことができるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第63条第4項中「、前3項」を「、第1項から第3項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前項ただし書の場合（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者に係る指定を行った町長に届け出るものとする。

第65条第1項中「、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに」に改め、「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「においては施設」を加え、同条第2項中「指定居宅サービスをいう。」の次に「以下同じ。」を、「指定介護予防サービスをいう。」の次に「以下同じ。」を、「指定地域密着型介護予防サービスをいう。」の次に「以下同じ。」を、「介護保険施設」の次に

「（法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）」を加える。

第78条の次に次の1条を加える。

（事故発生時の対応）

第78条の2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、町、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定認知症対応型通所介護事業者は、第63条第4項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第79条第2項第5号中「次条において準用する第40条第2項」を「前条第2項」に改める。

第80条中「、第40条」を削る。

第82条第6項中「指定小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合」を「次の表の左欄に掲げる場合」に、「当該各号」を「同表の中欄」に、「、当該小規模多機能型居宅介護従業者」を「、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）	介護職員
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師又は准看護師

第82条第7項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第8項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多

機能型居宅介護従業者」に改め、同条第10項中「第6項各号」を「第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に改める。

第83条第1項中「前条第6項各号」を「前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に、「若しくは」を「、」に改め、「これらの事業に係る職務を含む。）」の次に「若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を加え、同条第3項中「指定複合型サービス事業所」の次に「（第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）」を加える。

第85条第1項中「25人」を「29人」に改め、同条第2項第1号中「2分の1から15人（」の次に「登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第91条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第106条中「第82条第6項各号」を「第82条第6項」に改める。

第110条中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改める。

第111条第1項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第113条第1項に次のただし書きを加える。

ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、1の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。

第121条中「地域密着型介護予防サービス」を「指定地域密着型介護予防サービス」に改める。

第130条中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改める。

第131条中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第135条を次のように改める。

### 第135条 削除

第148条第2項第9号を削る。

第151条第4項中「指定介護老人福祉施設」の次に「、指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、第152条第1項第6号並びに第180条第1項第3号において同じ。）」を加え、同条第8項第1号中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加え、同条第12項中「指定介護予防サービス等基準」を「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）」に改め、同条第13項中「若しくは指定介護予防サービス等基準第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所」を削り、同条第15項及び第16項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条に次の1項を加える。

17 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である指定地域密着型介護老人福祉施設であつて、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあつては、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。この場合にあつて、介護支援専門員の数は、同号の規定にかかわらず、1以上（入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）とする。

第152条第1項第6号中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加える。

第176条第2項に次の1号を加える。

(7) 次条において準用する第105条第2項に規定する報告、評価、要望助言等を記録

第180条第1項第3号中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加える。

「第9章 複合型サービス」を「第9章 看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第190条中「（以下「指定複合型サービス」という。）」を「（施行規則第17条の10に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。）」に改める。

第191条（第10項を除く。）中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に、「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に、「指定複合型サービス事業」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、

同条第10項中「指定複合型サービス事業者が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定複合型サービス」を「指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（以下「指定複合型サービス」という。）の事業を行う者をいう。以下同じ。）が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第192条中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第193条（見出しを含む）中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、「指定複合型サービス事業所」の次に「（指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。）」を加える。

第194条中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第1項中「25人」を「29人」に改め、同条第2項第1号中「2分の1から15人」の次に「（登録定員が25人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員）」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第195条中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第196条（見出しを含む）中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に、同条第2項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「評価を行い」に改める。

第197条（見出しを含む）中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に、「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改める。

第198条中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に、「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改める。

第199条（見出しを含む）中「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に、「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事

業所」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第8項中「第6項」を「第7項」に改める。

第200条中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に、「指定複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第201条中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に、「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改める。

第202条中「、指定複合型サービス」を「、指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に、「第82条第6項各号」を「第82条第6項」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

## 議案第16号

宮代町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

宮代町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成27年2月26日提出

宮代町長 榎本和男

### 提 案 理 由

厚生労働省令の一部改正に伴い、宮代町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

宮代町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年宮代町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項中「前3項」を「第1項から第3項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前項ただし書の場合（単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供開始前に当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に係る指定を行った町長に届け出るものとする。

第8条第1項中「第44条第6項第2号」を「第44条第6項」に、「第44条第6項第3号」を「第44条第6項」に改める。

第9条第1項中「、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに」に改め、「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「においては施設」を加え、同条第2項中「第44条第6項第4号」を「第44条第6項」に改める。

第37条に次の1項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所は、第7条第4項の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第44条第6項中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている」を「次の表の左欄に掲げる」に、「当該各号」を「同表の中欄」に改め、「従業者を置いているときは、」の次に「同表の右欄に掲げる」を加え、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所である者に限る。）	介護職員
---	--	------

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師又は准看護師
--	--	-----------

第44条第7項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第8項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第10項中「第6項各号」を「第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に改める。

第45条第1項中「前条第6項各号」を「前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に、「若しくは」を「、」に改め、「これらの事業に係る職務を含む。）」の次に「若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を加え、同条第3項中「、指定複合型サービス事業所」の次に「（指定地域密着型サービス基準第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）」を加える。

第47条第1項中「25人」を「29人」に改め、同条第2項第1号中「2分の1から15人（」の次に「登録定員が25人を超える指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第63条中「第44条第6項各号」を「第44条第6項」に改める。

第65条中「及び第31条から第38条まで」を「、第31条から第36条まで、第37条（第4項を除く。）及び第38条」に改める。

第66条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第70条中「法第8条の2第17項」を「法第8条の2第15項」に改める。

第74条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困

難であることその他地域の実情により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、1の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。

第86条中「、第36条から第38条まで」を「、第36条、第37条（第4項を除く。）、第38条」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第17号

宮代町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて  
次の者を宮代町固定資産評価審査委員会の委員に選任することについて同意を  
求める。

- 1 住 所 埼玉県南埼玉郡宮代町字金原148番地
- 2 氏 名 関 永 一 徳
- 3 生年月日 昭和28年6月26日  
平成27年2月26日提出

宮代町長 榎 本 和 男

提 案 理 由

引き続き、関永一徳氏を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方  
税法第423条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第18号

平成26年度宮代町一般会計補正予算（第5号）について  
平成26年度宮代町一般会計補正予算（第5号）を別冊のとおり提出する。  
平成27年2月26日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

各種事業実績の確定及び子育て新施設の整備、新炉負担に備えた準備金の積み立て等に伴い平成26年度宮代町一般会計予算に3,764万6千円を追加し、総額を96億405万4千円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第19号

平成26年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について  
平成26年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を別冊のとおり提出する。

平成27年2月26日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

共同事業拠出金の減額等により、平成26年度宮代町国民健康保険特別会計予算から3,206万5,000円を減額し、総額を42億7,125万4,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第20号

平成26年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第4号）について  
平成26年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第4号）を別冊のとおり提出する。

平成27年2月26日提出

宮代町長 榎本和男

提案理由

介護保険制度の改正等に伴う電算システムの改修を行うため、平成26年度宮代町介護保険特別会計予算に404万円を追加し、総額を25億5,291万1,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第21号

平成26年度宮代町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について  
平成26年度宮代町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を別冊のとおり  
提出する。

平成27年2月26日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

事業費の確定に伴い、平成26年度宮代町公共下水道事業特別会計予算から  
1,180万円を減額し、総額を8億7,334万8,000円とすることについて、  
地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第22号

平成26年度宮代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について  
平成26年度宮代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）を別冊の  
とおり提出する。

平成27年2月26日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

事業費の確定に伴い、平成26年度宮代町農業集落排水事業特別会計予算から  
350万円を減額し、総額を5,520万9,000円とすることについて、地方  
自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第23号

平成26年度宮代町水道事業会計補正予算（第3号）について  
平成26年度宮代町水道事業会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。  
平成27年2月26日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

地方公営企業会計制度の見直しに伴い、平成26年度宮代町水道事業会計予算の収益的支出のうち営業費用を9万円、特別損失を5,545万1,000円増額し、総額を8億5,134万6,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第24号

平成27年度宮代町一般会計予算について  
平成27年度宮代町一般会計予算を別冊のとおり提出する。  
平成27年2月26日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

平成27年度宮代町一般会計予算の総額を90億5,700万円とすることについて、地方自治法第211条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第25号

平成27年度宮代町国民健康保険特別会計予算について  
平成27年度宮代町国民健康保険特別会計予算を別冊のとおり提出する。

平成27年2月26日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

平成27年度宮代町国民健康保険特別会計予算の総額を46億5,815万3,000円とすることについて、地方自治法第211条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第26号

平成27年度宮代町介護保険特別会計予算について  
平成27年度宮代町介護保険特別会計予算を別冊のとおり提出する。

平成27年2月26日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

平成27年度宮代町介護保険特別会計予算の総額を23億8,554万円とすることについて、地方自治法第211条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第27号

平成27年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算について  
平成27年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算を別冊のとおり提出する。

平成27年2月26日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

平成27年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算の総額を3億9,738万3,000円とすることについて、地方自治法第211条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第28号

平成27年度宮代町公共下水道事業特別会計予算について  
平成27年度宮代町公共下水道事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。  
平成27年2月26日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

平成27年度宮代町公共下水道事業特別会計予算の総額を8億9,628万3,000円とすることについて、地方自治法第211条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第29号

平成27年度宮代町農業集落排水事業特別会計予算について  
平成27年度宮代町農業集落排水事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。  
平成27年2月26日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

平成27年度宮代町農業集落排水事業特別会計予算の総額を5,182万4,000円とすることについて、地方自治法第211条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第30号

平成27年度宮代町水道事業会計予算について

平成27年度宮代町水道事業会計予算を別冊のとおり提出する。

平成27年2月26日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

平成27年度宮代町水道事業会計予算の収益的収入及び支出のうち収益的収入の予定額を8億6,495万3,000円とし、収益的支出の予定額を7億5,579万3,000円とすることについて、また、資本的収入及び支出のうち資本的収入の予定額を4,463万7,000円とし、資本的支出の予定額を2億354万9,000円とすることについて、地方公営企業法第24条第2項の規定により、この案を提出するものである。